

指定避難所位置図



行政区単位で避難所を指定しました

新十津川町
避難所

担当 災害対策事務局(総務課内)
☎76-2131

洪水(石狩川)と大地震が発生した時の避難対象者をそれぞれ想定し、避難所の収容人数から行政区単位で避難所を指定しました。

災害が発生し、避難が必要な場合には、次の表の避難所に避難することになります。自分の行政区の避難所を覚え、また避難所までのルートを確認しましょう!

行政区	洪水(石狩川)	大地震	
	避難所	避難所A (最初に避難する所)	避難所B (その後の状況により)
大和	⑰西空知広域水道	①大和区自治会館	⑯児童館
橋本	⑫スポーツセンター	②橋本区自治会館	⑫スポーツセンター
みどり	⑫スポーツセンター	③みどり区自治会館	⑱農業農村改善センター
菊水	⑬小学校(体育館)	④菊水区自治会館	⑭中学校(体育館)
青葉	⑭中学校(体育館)	⑤青葉区自治会館	⑲農業高校(体育館)
中央	⑮中学校(武道場)	⑥中央区自治会館	⑮中学校(武道場)
文京	⑦文京区自治会館	⑦文京区自治会館	⑬小学校(体育館)
弥生	⑯児童館	⑧弥生区自治会館	⑫スポーツセンター
花月	⑫スポーツセンター	⑨花月区自治会館	⑫スポーツセンター
総進	⑩総進区自治会館	⑩総進区自治会館	⑫スポーツセンター
徳富	⑫スポーツセンター	⑪吉野地区活性化センター	⑫スポーツセンター

Q なぜ洪水と地震で避難所が違うの？

災害の種類により使用できる避難所が異なります。洪水だと浸水エリアにある避難所は使用できません。また地震だと、耐震基準を満たしていない避難所は使用できません。(耐震基準を満たしていない、橋本区、みどり区、菊水区、文京区、弥生区、花月区、総進区の7つの自治会館については、3年計画で平成29年度までに建て替える計画です)

Q いつ避難すればいいの？

避難が必要な場合は、町から防災無線、テレビ、エリアメール、広報車などで、避難勧告などをお知らせします。避難所を開設するには準備時間が必要になりますので、町からの指示に従って避難してください。(危険を感じた場合は、指示を待たずに避難してください)

また、地震は洪水と違い発生を予想できませんので、大地震が発生して自宅が被災し、避難が必要な場合には、最初に各行政区の会館に避難し、次に避難者の人数や避難所・道路の安全確認後、町からの指示により避難所Bの避難所に避難する計画としています。(被害状況により、避難先が変わる場合があります)